

## 都市計画法第32条に基づく協議について

都市計画法第29条に基づく開発許可を申請する区域内において、新たに公共施設等を設置する場合は、その所有者及び管理について、都市計画法第32条の規定に基づく協議が必要になります。

公共施設等の所有及び管理に関する協議書に必要書類を添えて提出してください。

県に開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければなりません。また開発行為により新たに公共施設が設置される場合には、公共施設を管理することとなる者等と協議しなければなりません。

これは、開発行為の影響を受ける既存公共施設の機能保持及びに新たに設置される公共施設の適正管理を目的としたものです。

なお、ここでいう「公共施設の管理者」とは「町」になります。

(参考)

### 「公共施設」とは

法第4条第14項及び令第1条の2に規定される施設であり、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設である。

これらのいずれかに該当する施設でなければ都市計画法上の公共施設とはいえず、これらのいずれかに該当する施設でなければ都市計画法上の公共施設とはいえず、これら以外の公益的施設は法第32条の同意や協議の対象とはならない。

### 「道路」とは

道路法第2条第1項に規定する道路（一般交通の用に供する道で高速自動車国道、一般国道、都道府県道路及び市町村道）、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道（専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のもの）及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

したがって、一般に解放されている土地改良区の管理する農道及び建築基準法第42条第1項第5号（位置指定道路）並びに第2項（いわゆる2項道路）に規定する道路も含まれる。

### 「下水道」とは

下水道法第2条第2号に規定する下水道（排水管、排水渠、その他の排水施設、処理施設、ポンプ施設）のことである。同法第10条第1項に規定する排水施設（土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設）は除く。

### 「河川」とは

河川法に規定する一級河川及び二級河川に限らず、その他の河川（準用河川及び普通河川）も含まれる。